

平成 29 年度県立港北高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立港北高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立港北高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

別紙「平成 29 年度港北高校不祥事ゼロプログラム 目標・行動計画」のように定める。
不祥事防止のための全職員を対象とした個別面談を積極的に行う。

3 検証及び評価

(1) 第一次検証

2に規定する行動計画について、平成 29 年 10 月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、直ちに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第二次検証

2に規定する行動計画について、平成 30 年 2 月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、直ちに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証及び全体評価

2に規定する行動計画について、平成 30 年 3 月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

(4) 次年度プログラムの策定

平成 29 年度不祥事ゼロプログラムの最終検証および全体評価をもとに、次年度の目標設定を行い、平成 30 年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3 (3) の検証をふまえ、実施結果をとりまとめの上、教育局行政課の求めに応じ、同部に送付する。

5 事故防止会議

企画会議をもって、これに充てる。

6 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。